

## 香美市個人情報等取扱事務委託基準

令和 7 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 11 条の規定により、市の機関が市の機関以外のものに個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに係る事務を委託する場合において、個人情報等の保護のために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準の対象となる委託)

第 2 この基準の対象となる委託契約は、市の機関が個人情報等の取扱いに係る事務の全部又は一部を市の機関以外のものに依頼する契約の全てをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約を含み、また、公の施設の管理委託、使用料の徴収の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定により市の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を含まない。

(委託に当たっての留意事項)

第 3 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報等取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。

(契約の締結に当たっての留意事項)

第 4 契約の締結に当たっては、契約書に受注者が特記事項を守るべき旨を次の記載例のように記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。なお、契約書によらないで契約するときは、受注者に特記事項を契約事項として交付するものとする。

(記載例)

(個人情報の保護)

第〇条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託事務の実施に当たっての留意事項)

第 5 委託の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 委託事務を行わせるために委託先に提供する個人情報等は、委託事務の目的の範囲内で必要最小限のものとする。
- 2 委託先が委託事務を再委託する場合（再委託先が再々委託を行う場合を含む。）は、あらかじめ市の執行機関の承認を必要とすること。
- 3 市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託先における個人情報等の取扱状況を把握し、適切に指導すること。